

神戸都心・臨海地域 都市再生緊急整備協議会 令和 6 年度 安全確保計画部会
及び 令和 6 年度 神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策協議会

帰宅困難者対策協議会の名称等変更について

令和 7 年 3 月

神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策協議会事務局

- 1 神戸都心・臨海地域帰宅困難者支対策協議会・
作業部会の名称変更 2
 - (1) 現状の協議会・作業部会の位置づけ 3
 - (2) 協議会・作業部会の名称変更について 4
- 2 神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策委員会の構成員
(オブザーバー) の変更 6

1 神戸都心・臨海地域帰宅困難者支対策協議会・ 作業部会の名称変更

1 神戸都心・臨海地域帰宅困難者支対策協議会・作業部会の名称変更 (1) 現状の協議会・作業部会の位置づけ

資料 1

神戸都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会

【設置】平成28年12月

【根拠】都市再生特別措置法 第19条第1項

神戸都心・臨海地域 都市再生緊急整備協議会規約 第1条

【目的】

- 神戸都心・臨海地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議
- 整備計画及び都市再生安全確保計画の作成並びにこれらの計画の実施に係る連絡調整

【構成員】

- 国の関係行政機関
- 地方公共団体
- 鉄道事業者
- 建築物の所有者、管理者又は占有者

安全確保計画部会

【設置】平成28年12月

【根拠】神戸都心・臨海地域 都市再生緊急整備協議会規約 第12条第1項

【目的】

- 都市再生安全確保計画の作成並びに計画の実施に関し必要な協議及び調整等

【構成員】

- 国の関係行政機関
- 地方公共団体
- 鉄道事業者
- 建築物の所有者、管理者又は占有者
- 宿泊事業者
- ※帰宅困難者対策協議会の構成員を包含

神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策協議会

【設置】平成26年1月

【根拠】神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策協議会設置要綱 第1条

【目的】

- 行政機関や交通事業者、集客施設、学校等が連携・協働して取り組むべき課題の検討、具体的な取組みの推進
- 帰宅困難者対策計画の作成並びに計画の実施に係る連絡調整

【構成員】

- 交通事業者
- 三宮駅周辺に所在する事業所等

作業部会

【設置】平成26年1月

【根拠】神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策協議会設置要綱 第5条

【目的】

- 帰宅困難者対策計画の作成並びに計画の実施に関し必要な協議及び調整等

【構成員】

- 交通事業者
- 三宮駅周辺に所在する事業所等
- 一時滞在施設協力事業者

安全確保計画部会設立以前から帰宅困難者対策協議会は組織されており、計画改定の検討・訓練等の実質的な実施は作業部会で行っていた。

1 神戸都心・臨海地域帰宅困難者支対策協議会・作業部会の名称変更 (2) 協議会・作業部会の名称変更について

資料 1

変更前（現状）

神戸都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会

【設置】平成28年12月
【根拠】都市再生特別措置法 第19条第1項
神戸都心・臨海地域 都市再生緊急整備協議会規約 第1条

安全確保計画部会

【設置】平成28年12月
【根拠】神戸都心・臨海地域 都市再生緊急整備協議会規約 第12条第1項

神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策協議会

【設置】平成26年1月
【根拠】神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策協議会設置要綱 第1条

作業部会

【設置】平成26年1月
【根拠】神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策協議会設置要綱 第5条

変更後（令和7年3月変更）

神戸都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会

【設置】平成28年12月
【根拠】都市再生特別措置法 第19条第1項
神戸都心・臨海地域 都市再生緊急整備協議会規約 第1条

安全確保計画部会

【設置】平成28年12月
【根拠】神戸都心・臨海地域 都市再生緊急整備協議会規約
第12条第1項

神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策委員会

【設置】令和7年3月
【根拠】神戸都心・臨海地域 帰宅困難者対策委員会設置要綱

「協議会」および
「作業部会」を統合



「委員会」を実質的な
検討・協議体とする

1 神戸都心・臨海地域帰宅困難者支対策協議会・作業部会の名称変更 (2) 協議会・作業部会の名称変更について

資料 1

・令和7年3月以降の体制は下記のとおり

神戸都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会

【設置】平成28年12月

【根拠】都市再生特別措置法 第19条第1項
神戸都心・臨海地域 都市再生緊急整備協議会規約 第1条

【目的】

○神戸都心・臨海地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議
○整備計画及び都市再生安全確保計画の作成並びにこれらの計画の実施に係る連絡調整

【構成員】

○国の関係行政機関 ○地方公共団体 ○鉄道事業者
○建築物の所有者、管理者又は占有者

安全確保計画部会

【設置】平成28年12月

【根拠】神戸都心・臨海地域 都市再生緊急整備協議会規約
第12条第1項

【目的】

○都市再生安全確保計画の作成並びに計画の実施に関し必要な協議及び調整等

【構成員】

○国の関係行政機関 ○地方公共団体 ○交通事業者
○建築物の所有者、管理者又は占有者 ○三宮駅周辺に所在する事業所等
○一時滞在施設協力事業者

神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策委員会

【設置】令和7年3月

【根拠】神戸都心・臨海地域 帰宅困難者対策委員会設置要綱

【目的】

○行政機関や交通事業者、集客施設、学校等が連携・協働して取り組むべき課題の
検討、具体的な取組みの推進

○帰宅困難者対策計画の作成並びに計画の実施に関し必要な協議及び調整等

【構成員】

○交通事業者 ○建築物の所有者、管理者又は占有者
○三宮駅周辺に所在する事業所等 ○一時滞在施設協力事業者

1 神戸都心・臨海地域帰宅困難者支対策協議会・作業部会の名称変更 (2) 協議会・作業部会の名称変更について

資料 1

協議会 から 委員会へ 変更に伴い

- ・都市再生安全確保計画
- ・帰宅困難者対策計画
- ・帰宅困難者対応マニュアル
- ・神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策作業部会設置要綱

協議会→委員会
の記載変更が必要

各計画やマニュアルの改定内容は別紙の報告を参照のこと

2 神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策委員会の 構成員（オブザーバー）の変更

2 神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策委員会の構成員（オブザーバー）の変更

資料 1

・オブザーバーの位置づけ

（神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策協議会設置要綱）

現状

・第3条 協議会は、交通事業者並びに三宮駅周辺に所在する事業所等で構成する。



第3条5 協議会にオブザーバーを置くことができる。

変更内容

（神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策委員会設置要綱）

・第3条5 行政機関や交通事業者、集客施設、学校等に対する帰宅困難者対策の推進を目的として、委員会にオブザーバーを置くことができる。
オブザーバーには委員会等の資料を送付して、次に掲げる事項を依頼することができる。

- 一 委員会への参加
- 二 帰宅困難者対策にかかる参考意見
- 三 帰宅困難者対策に必要な資料の提供

2 神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策委員会の構成員（オブザーバー）の変更

資料 1

・オブザーバーの変更

変更 内容

神戸市の下記の局について、令和7年3月をもってオブザーバーから退会

- ・建設局
- ・都市局
- ・水道局
- ・消防局中央消防署

※今後は危機管理室を介して上記の4局に限らず、関係局に適宜情報共有・連携を図る想定

その他のオブザーバーについては引き続き、要綱に掲げる事項の協力をお願いします。